

3 動物検疫所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他必要な措置をとらせることができる。

#### 第九章 費用負担

(市町村の支弁すべき費用)

第五十七条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第二十七条第二項の規定により市町村が行う消毒（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用
- 二 第二十八条第二項の規定により市町村が行うねずみ族、昆虫等の駆除（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用
- 三 第二十九条第二項の規定により市町村が行う消毒（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用
- 四 第三十一条第二項の規定により市町村が行う生活の用に供される水の供給（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

#### 一 (略)

- 二 第二十七条又は第四十五条の規定による健康診断に要する費用
- 三 第十八条第四項、第二十二条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十八条第四項の規定による確認に要する費用
- 四 第二十一条（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十七条の規定による移送に要する費用
- 五 第二十九条第二項の規定による措置（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用
- 六 第三十二条第二項の規定による建物に係る措置（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用
- 七 第三十三条の規定による交通の制限又は遮断（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用
- 八 第三十七条第一項の規定により負担する費用
- 九 第四十二条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(都道府県の負担)

第五十九条 都道府県は、第五十七条の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

(都道府県の補助)

第六十条 都道府県は、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担)

第六十一条 国は、第五十五条の規定による輸入検疫に要する費用(輸入検疫中の指定動物の飼育管理費を除く。)を負担しなければならない。

2 (略)

3 国は、第五十八条第一号から第七号まで及び第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(国の補助)

第六十二条 国は、第六十条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

2 国は、特定感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、特定感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

第十章 雑則

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第八項まで、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条並びに第六十条を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 特別区にあつては、第三十一条第二項及び第五十七条(第四号の規定に係る部分に限る。)中「市町村」とあるのは、「都」とする。

第十一章 罰則

第六十七条 (略)

2 (略)

3 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、第一項と同様とする。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、第十二条第一項又は同条第四項において準用する同条第一項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）による届出（新感染症に係るものを除く。）をしなかった医師

二、第十三条第一項又は同条第五項において準用する同条第一項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）による届出をしなかった獣医師

三、第十八条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による通知を受けた者であつて第十八条第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定に違反した者

四、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による都道府県知事（保健所を設置する市及び特別区の長を含む。）の命令（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に従わなかつた者

五、第三十条第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第五十条第一項の規定により実施される第三十条第二項の規定に違反した者

六、（略）

七、第五十四条又は第五十五条第一項、第二項若しくは第四項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）に違反して指定動物を輸入した者

◎ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）

（獣医師の届出）

第二条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

- 一 エボラ出血熱 サル
- 二 マールブルグ病 サル
- 三 ペスト プレリーリードッグ

(指定動物)

第七条 法第五十四条の政令で定める動物は、サル及びプレーリードッグとする。

(輸入検査の対象となる感染症)

第八条 法第五十五条第一項の指定動物ごとに政令で定める感染症は、サルについて、エボラ出血熱及びマールブルグ病とする。

(国の負担)

第十一条 法第六十一条第二項の規定による国の負担及び法第五十八条第一号から第七号までの費用に係る法第六十一条第三項の規定による国の負担は、各年度において法第五十八条の規定により都道府県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従って行う。

2 法第五十九条の費用に係る規定による法第六十一条第三項の規定による国の負担は、各年度において都道府県が負担した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従って行う。

3 (略)

◎ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）

(検査感染症)

第二条 この法律において「検査感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する一類感染症

二 コレラ

三 黄熱

(疑似症及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

第二条の二 前条第一号に掲げる感染症又はコレラの疑似症を呈している者については、それぞれ同号に掲げる感染症又はコレラの患者とみなして、この法律を適用する。

2 前条第一号に掲げる感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

## 第二章 検疫

### (入港等の禁止)

第四条 次に掲げる船舶又は航空機（以下それぞれ「外国から来航した船舶」又は「外国から来航した航空機」という。）の長（長に代つてその職務を行つ者を含む。以下同じ。）は、検疫済証又は仮検疫済証の交付（第十七条第二項の通知を含む。第九条を除き、以下同じ。）を受けた後でなければ、当該船舶を国内（本州、北海道、四国及び九州並びに厚生労働省令で定めるこれらに附属する島の区域内をいう。以下同じ。）の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させてはならない。ただし、外国から来航した船舶の長が、検疫を受けるため当該船舶を第八条第一項に規定する検疫区域若しくは同条第三項の規定により指示された場所に入れる場合若しくは次条ただし書第一号の確認を受けた者の上陸若しくは同号の確認を受けた物若しくは第十三条の二の指示に係る貨物の陸場のため当該船舶を港（第八条第一項に規定する検疫区域又は同条第三項の規定により指示された場所を除く。）に入れる場合又は外国から来航した航空機の長が、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合は、この限りでない。

一 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機

二 航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

### (交通等の制限)

第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。

二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。

三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

(検査前の通報)

第六条 検査を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検査港又は検査飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検査港又は検査飛行場に置かれていた検査所（検査所の支所及び出張所を含む。以下同じ。）の長に、検査感染症の患者又は死者の有無その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。

第七条 削除

(検査区域)

第八条 船舶の長は、第十七条第二項の通知を受けた場合を除くほか、検査を受けようとするときは、当該船舶を検査区域に入れなければならない。

2 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検査飛行場に到着させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検査区域に入れなければならない。

3 前二項の場合において、天候その他の理由により、検査所長が、当該船舶等を検査区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならない。

4 第一項及び第二項の検査区域は、厚生労働大臣が、国土交通大臣と協議して、検査港又は検査飛行場ごとに一以上を定め、告示する。

(検査信号)

第九条 船舶の長は、検査を受けるため当該船舶を検査区域又は前条第三項の規定により指示された場所に入れた時から、検査済証又は仮検査済証の交付を受けるまでの間、厚生労働省令の定めるところにより、当該船舶に検査信号を掲げなければならない。船舶が港内に停泊中に、第十九条第一項の規定により仮検査済証が失効し、又は同条第二項の規定により仮検査済証が失効した旨の通知を受けた場合において、その失効又は失効の通知の時から、当該船舶を港外に退去させ、又は更に検査済証若しくは仮検査済証の交付を受けるまでの間も、同様とする。

(検査の開始)

第十条 船舶等が検査区域又は第八条第三項の規定により指示された場所に入ったときは、検査所長は、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検査を開始しなければならない。但し、日没後に入った船舶については、日出まで検査を開始しないことができる。

(書類の提出及び呈示)

第十一条 検査を受けるに当つては、船舶等の長は、検査所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名その他厚生労働省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮検査済証の失効後に受ける検査にあつては、検査所長から求められた場合に限る。

- 2 検査所長は、船舶等の長に対して、第一号から第三号までに掲げる書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求めることができる。
- 一 乗組員名簿
  - 二 乗客名簿
  - 三 積荷目録
  - 四 航海日誌又は航空日誌
  - 五 その他検査のために必要な書類

(質問)

第十二条 検査所長は、船舶等に乗つて来た者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

(診察及び検査)

第十三条 検査所長は、検査感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

2 検査所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要がある、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つては、その解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

(陸揚等の指示)

第十三条の二 検査所長は、船舶等に積載された貨物について当該船舶等において前条第一項の検査を行なうことが困難であると認めるときは、同項の検査を行なうため、当該船舶等の長に対して、当該貨物を検査所長の指示する場所に陸揚し、又は運び出すべき旨を指示することができる。

(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

第十四条 検査所長は、検査感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検査感染症の患者又は死者があつ

た船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第二条第一号に掲げる感染症又はコレラの患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二 第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること（外国に同号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。）。

三 検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所を消毒し、若しくは検疫官をして消毒させ、又はこれらの物であつて消毒により難いものの廃棄を命ずること。

四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の定めるところに従い、検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある死体（死胎を含む。）の火葬を行うこと。

五 検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所の使用を禁止し、若しくは制限し、又はこれらの物の移動を禁止すること。

六 検疫官その他適当と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わせること。

七 必要と認める者に対して予防接種を行い、又は検疫官をしてこれを行わせること。

2 検疫所長は、前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる措置をとる必要がある場合において、当該検疫所の設備の不足等のため、これに応ずることができないと認めるときは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検疫港又は検疫飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

#### （隔離）

第十五条 前条第一項第一号に規定する隔離は、第二条第一号に掲げる感染症の患者については、特定感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）又は第一種感染症指定医療機関（同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）に、コレラの患者については、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関（同法に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下この項において同じ。）に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、同号に掲げる感染症の患者については、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに、コレラの患者については、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

2 検疫所長は、前項の措置をとつた場合において、第二条第一号に掲げる感染症の患者については当該感染症の病原体を保有していないことが確認さ



れたとき、コレラの患者についてはその病原体を保有していないこと又はその症状が消失したことが確認されたときは、直ちに、当該隔離されている者の隔離を解かなければならない。

3 第一項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、前条第一項第一号の規定により隔離されている者のうち、第二条第一号に掲げる感染症の患者については当該感染症の病原体を保有していないことを確認したとき、コレラの患者についてはその病原体を保有していないこと又はその症状が消失したことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならない。

4 前条第一項第一号の規定により隔離されている者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。

5 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該隔離されている者のうち、第二条第一号に掲げる感染症の患者については当該感染症の病原体を保有しているかどうか、コレラの患者についてはその病原体を保有しているかどうか又はその症状が消失したかどうかの確認をしなければならない。

#### （停留）

第十六条 第十四条第一項第二号に規定する停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

2 前項の期間は、第二条第一号に掲げる感染症のうちペストについては百四十四時間を超えてはならず、ペスト以外の同号に掲げる感染症については五百四時間を超えない期間であつて当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間を超えてはならない。

3 検疫所長は、第一項の措置をとつた場合において、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。

4 第一項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、第十四条第一項第二号の規定により停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならない。

5 第十四条第一項第二号の規定により停留されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。

6 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。